

## 規制の事前評価書（簡素化 B）

法令案の名称：外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案規制の名称：国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課評価実施時期：令和6年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる iii～v のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件) <u>iii</u>
(該当理由)
<ul style="list-style-type: none"><li>大量破壊兵器等<sup>1</sup>の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等<sup>2</sup>に関連する貨物及び技術については、約 40 ヶ国が参加する国際輸出管理レジーム<sup>3</sup>において、毎年各国が協調して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象等とする貨物及び技術の内容を合意している。</li><li>また、産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会（以下「安保小委」という。）の中間報告（2024年4月）において、国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目について国際連携した取組の必要性について提言がなされたところ。これを受けて、今般、軍事転用防止の観点から、重要新興技術に関連する貨物及び技術について、上記の国際輸出管理レジームにおける輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲の議論を踏まえ、同レジーム参加国とも連携して実施する取組である。</li></ul>

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"><li>具体の規制内容は下位法令に委任しているもの</li><li>ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの</li></ul>
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"><li>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。</li></ul> ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。

<sup>1</sup> 核兵器、生物・化学兵器、ミサイル

<sup>2</sup> 開発等：開発、設計、製造、使用

<sup>3</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/regime/index.html>

**【新設・拡充】**

**＜法令案の要旨＞**

- ・国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる技術の特定の外国への提供については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受ける義務を課している。
- ・規制対象の技術の種類は、外国為替令（以下「外為令」という。）第十七条第一項において、外為令別表中欄に掲げるものと規定しており、具体的には、ワッセナー・アレンジメント（以下「WA」という。）等の国際輸出管理レジームにおける合意文書の分類に対応する形で輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の各項に規定する貨物を引用し規定している。
- ・国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる貨物の特定の地域への輸出については、外為法第四十八条第一項の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受ける義務を課している。
- ・具体的な規制対象の貨物の種類は、輸出令第一条第一項において、輸出令別表第一の中欄に掲げるものと規定しており、WA等の国際輸出管理レジームにおける合意文書の分類に対応する形で規定している。

**＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞**

- ・国際的な安全保障環境を維持、強化する必要性は益々高まっており、軍事利用可能な貨物、技術が懸念国・組織に流出することを防止することが必要。このためには、これらの貨物、技術を有する国々が協調して輸出管理を行うことが必要であり、仮に一部でも規制が緩ければ、そこを迂回拠点として国際的な管理の枠組みが機能しなくなる。
- ・このため、他国と同様の措置として、外為法に基づく輸出許可制を採る必要があり、また、国際合意の内容を適切に反映するための改正が不可欠であり、これは、国際輸出管理レジームの参加国である我が国の責務である。
- ・さらに、安保小委の中間報告（2024年4月）において、国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目について国際連携した取組の必要性について提言がなされたところ。
- ・国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、軍事転用の防止を目的する重要新興技術に関連する貨物、技術の輸出管理は必要。国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ、急速な技術革新に対応すると共に、重要新興技術が軍事転用されることで国際的な平和及び安全を脅かすことを防ぎ、同レジーム参加国と連携した管理を実施することは、我が国としての責務である。

**＜必要となる規制新設・拡充の内容＞**

（貨物）

五ふっ化よう素、積層造形用の装置又はその部分品、極低温用に設計した冷却装置又はその部分品、シリコン又はゲルマニウムのふっ化物、水素化物又は塩化物、シリコン、シリコンの酸化物、ゲルマニウム若しくはゲルマニウムの酸化物又はこれらの基板若しくはインゴット、ブールその他のプリフォーム

（技術）

セラミック複合材料の設計又は製造に係る技術

**【緩和・廃止】**

**＜法令案の要旨＞**

- ・なし

**＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞**

- ・なし

**＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞**

- ・なし

## 2 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

- ・今回の新たな輸出規制によって、輸出先国・地域や貨物及び技術の内容次第では不許可となり、貨物等が輸出できなくなる場合があり、事業者の輸出活動が制限される可能性があるが、規制の目的たる国際的な平和及び安全の維持の妨げ、具体的には大量破壊兵器等に使用されないことを確認するため、競争力等に係る事業者への影響を必要最小限の規制と考える。

### 【緩和・廃止】

- ・特になし

## 3 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### <遵守費用>

- ・今般、国際輸出管理レジームにおいて合意等された貨物及び技術のうち、新たに規制対象となる貨物及び技術について、企業等における遵守費用として、許可申請手続きに係る作業コストの増加が見込まれる。他方、上記作業に係る事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的な分析が困難である。なお、企業において許可を得るための作業コストは1件当たり約26,770円※と推計される。

※ 許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。

作業時間 5時間×2名=10時間

約2,677円 = (民間給与実態統計調査(国税庁、令和4年)の平均給与額(年間)4,576千円 ÷ (労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)1,709時間(以下同じ))

10時間×約2,677円=約26,770円

#### <行政費用>

- ・外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たに規制対象となる貨物及び技術について、説明会等を通じた企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等が必要となるが、これまでの審査業務等の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。
- ・経済産業省本省職員による説明会を開催(3回程度)した場合、説明会業務に1人で約90分を要すると仮定すると、時給(約2,579円(※))×1人×90分/60分×3回=約11,605円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。
- ・また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務1件辺りに要する人員数、作業数を1人で120分と仮定すると、時給(約2,579円(※))×1人×120分=約5,158円が1件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。

※412,747円(国家公務員(全職員)の平均給与月額) ÷ (8時間×5日×4週) = 約2,579円(平均給与月額は「令和5年国家公務員給与等実態調査の結果概要」より)

#### <その他の負担>

- ・特になし

### 【緩和・廃止】

**<規制緩和・廃止により顕在化する負担>**

・特になし

**<行政費用>**

・特になし

**<その他の負担>**

・特になし

**4 利害関係者からの意見聴取**

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ・国際輸出レジームにおける合意事項を反映するものであり、裁量の余地はない。
- ・安保小委の中間報告（2024年4月）において、国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目について国際連携した取組の必要性について提言がなされたところであり、これを踏まえた措置である。

**<主な意見内容と今後調整を要する論点>**

・特になし

**<関連する会合の名称、開催日>**

・特になし

**<関連する会合の議事録の公表>**

・特になし

**5 事後評価の実施時期**

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

**<見直し条項がある法令案>**

・特になし

**<上記以外の法令案>**

- ・国際輸出管理レジームにおいて、国際協調的な輸出管理の規制対象となる貨物及び技術の見直しにかかる検討は毎年実施されている。これに合わせ、我が国でもおおよそ1年に1回の頻度で関係法令の見直しが必要となっているため、施行後1年後を目処に事後評価を実施する。